

らさらに下落傾向が見られる場合には、簡易な方法により価格の修正ができる特例措置が講じられました。

(2) 農地  
一般農地に対する固定資産税の負担調整措置は、現行と同様となります。

一般市街化区域農地に対する固定資産税について、課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講じられました。

## 2 土地に係る都市計画税の税負担の調整措置

固定資産税の改正等に伴う所要の改正が行われています。

**Q** その他の土地に関する地方税について改正等がありましたら、教えてください

### A 1 特別土地保有税

#### (1) 特別土地保有税の凍結

現下の経済情勢等に鑑み、平成15年度以降、新たな課税は行わないことになりました。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の改正が行われました。なお、平成15年度以降において徴収猶予を受けている土地について計画変更等を行う場合に、非課税等特別措置の適用を受ける場合があるため、所要の改正が行われています。

#### (2) 特別土地保有税の非課税措置

中小小売商業振興法に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置された共同施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限が2年延長されました。

### 2 不動産取得税

(1) 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの3年間に限り標準税率を3% (改正前4%) とする特例措置が講じられました。

なお、本特例措置の創設に伴い、所要の措置が講じられています(附則11の2、11の3)。

(2) 宅地及び宅地比準土地の取得が、平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられました。なお、本特例措置の創設に伴い、所要の調整措置が行われています(附則11の5)。

**Q** 法人事業税について外形標準課税が導入されたそうですが、その内容について、教えてください。

**A** 法人事業税の外形標準課税の導入は、すべての法人が、その事業活動規模に応じて薄く広く、かつ、公平に地方公共団体の幅広い行政サービスの対価を負担するとされているものです。

このことは、応益課税としての事業税の性格を明確にし、地方公共団体には、地方分権を支える安定的な地方税源を保障するものとなる等、地方税として望ましい方向の改革とされています。

今回、これまでの議論を踏まえ検討を行った結果、現下の景気の状態等も勘案し、平成15年度に資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度を創設し、平成16年度から適用されることになりました。

#### (1) 対象法人

付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税の対象となる法人(以下「対象法人」といいます。)は、資本の金額又は出資金額(以下「資本金」といいます。)が1億円を超える法人(現行の所得課税法人に限るものとし、公共法人等、特別法人、人格のない社団等及び投資法人等を除きます。)としています(地法72の2)。

#### (2) 課税標準及び算定方法等

対象法人に対し、所得割、付加価値割及び資本割の合算額によって法人事業税を課するものとされています。

① 課税標準  
所得割、付加価値割及び資本割の課税標準は、次のとおりです。

イ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得 (地法72の23)

ロ 付加価値割 各事業年度の付加価値額 (地法72の14)

ハ 資本割 各事業年度の資本等の金額 (地法72の21)

② 課税標準の算定の方法  
イ 所得及び清算所得  
所得及び清算所得の算定方法は現行ど

おりです。

#### ロ 付加価値額

付加価値額は各事業年度ごとに算定するものとし、各事業年度の収益配分額(報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいいます。)と各事業年度の単年度損益を合算することにより算定します。

#### (イ) 収益配分額

##### A 報酬給与額(地法72の15)

各事業年度において事務所又は事業所の従業者等の労働に対して支出されるべき報酬、給料、賃金、賞与及び退職給与並びにこれらの性質を有するもの(原則として法人税において損金の額に算入されたものに限り、)の金額を合計したものとします。

ただし、労働者派遣契約に基づき派遣労働者の派遣を受け、又は派遣を行う法人の報酬給与額については、次のように取り扱われます。

a 派遣労働者の派遣を受ける法人については、その派遣労働者にかかる労働者派遣契約の契約料(これに相当するものを含みます。)のうちその事業年度に係るものに75%を乗じた金額(bにおいて「みなし派遣給与額」といいます。)を報酬給与額に加えて得た金額を報酬給与額とします。

b 派遣労働者の派遣を行う法人については、報酬給与額から、その派遣労働者に係る報酬給与額を限度としてみなし派遣給与額を控除して得た金額を報酬給与額とします。

##### B 純支払利子(地法72の16)

各事業年度において支払うべき支払利子の合計額から、この合計額を限度として、各事業年度において支払を受けるべき受取利子の合計額を控除したものとします。

##### C 純支払賃借料(地法72の17)

各事業年度において支払うべき土地及び家屋に係る賃借料その他経済的な性質がこれに準ずるもの(その土地及び家屋を使用しうる期間が継続して1月に

満たないものを除きます。)の合計額から、この合計額を限度として、各事業年度において支払を受けるべきこれらのものの合計額を控除したものとします。

#### D 収益配分額に係る雇用安定控除の特例(地法72の20)

報酬給与額が収益配分額の70%相当額を超える場合には、その超える額(雇用安定控除額)を収益配分額から控除します。

#### (ロ) 単年度損益(地法72の18)

各事業年度の単年度損益は、欠損金の繰越控除を行わなかったものとした場合における法人事業税の所得とします。

なお、各事業年度の単年度損益の計算において欠損金が生じた場合には、その欠損金額を収益配分額から控除します。

#### (ハ) 国外において事業を行う内国法人の付加価値額(地法72の19)

国外において事業を行う内国法人の付加価値額の課税標準とすべき付加価値額は、国内所得に係る付加価値額とします。

#### ハ 資本等の金額

##### (イ) 資本等の金額

資本等の金額は、各事業年度ごとに算定するものとし、原則として、各事業年度終了の日における資本等の金額(資本金と資本積立金額の合計額をいいます。)とします。

##### (ロ) 持株会社に係る特例

持株会社(発行済株式総数の50%を超える数の株式等を直接又は間接に保有する子会社の株式の帳簿価額が、総資産の50%を超える法人をいいます。)については、資本等の金額から、その資本等の金額に総資産のうち占める子会社株式の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を控除します。

##### (ハ) 資本等の金額が一定の金額を超える法人に係る特例

資本等の金額が1,000億円を超える法人については、次に掲げる資本等の金額の区分に応じ、次に定める率を乗じて得た金額の合計額を加えた金額を資本割の課税標準とします。

ただし、資本等の金額が1兆円を超える

場合には、資本等の金額を1兆円とみなして計算するものとします。

- 1,000億円を超え、5,000億円以下の部分 50%  
5,000億円を超え、1兆円以下の部分 25%
- (二) 国外において事業を行う内国法人の資本等の金額(地法72の22)

国外において事業を行う内国法人の資本割の課税標準とすべき資本等の金額は、資本等の金額に全世界所得に係る付加価値額のうちに占める国内所得に係る付加価値額の割合を乗じて得た金額とします。

### (3) 税率(地法72の24の7、附則40)

- ① 標準税率  
所得割、付加価値割及び資本割に係る標準税率は次のとおりとなります

	所得割	付加価値割	資本割	
標準税率	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.2%	0.48%	0.2%
	所得のうち年400万円を超え、年800万円以下の金額	5.5%		
	所得のうち年400万円以下の金額	3.8%		

(注) 地方税法本則に規定する所得割の標準税率(恒久的な減税による負担軽減措置がないものとした場合の標準税率)は、所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得については8.6%、所得のうち年400万円を超え、年800万円以下の金額については6.6%、所得のうち年400万円以下の金額については4.4%となります。

- ② 制限税率  
道府県は、上記①の標準税率を超える税率で法人事業税を課する場合には、その標準税率のそれぞれ1.2倍を超える税率で課することはできません。

### (4) 申告納付

- ① 中間申告納付(地法72の26)  
対象法人(事業年度の期間が6月を超える法人に限ります。)は、前事業年度実績に基づく法人事業税額又は仮決算に基づく法人事業税額の申告納付を行うものとします。
- ② 確定申告納付(地法72の25、72の28)  
対象法人は、現行どおり、確定した決算に基づく法人事業税額の申告納付を行うものとしま

## 二. 外形標準課税の導入

### (5) 徴収猶予

#### ① 徴収猶予の要件等

道府県知事は、対象法人が次のイ又はロのいずれかに該当すると認める場合には、その申請に基づき、3年以内の期間に限り、その法人の法人事業税に係る徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができます。この場合、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げないこととされています。

イ その事業年度を含む過去の事業年度において3年以上継続して欠損法人であって、地域経済・雇用等に与える影響が大きいと認められる場合

ロ その事業年度において欠損法人となっている創業5年以内の法人であって、その技術の高度性または事業の新規性などが地域経済の発展に寄与すると見込まれる場合

#### ② 徴収猶予の延長

徴収猶予した期間内にその猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その納期限からさらに3年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができます。

#### ③ 延滞金の免除

徴収猶予したときは、その延滞金のうち、その猶予に係る期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額について免除されます。

また、事業の状況によりその猶予に係る延滞金の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき等については、残りの延滞金についても納付が困難と認められるものを限度として免除することができます。

#### ④ 徴収猶予の取消し

徴収猶予を受けた法人の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないとして認められるとき等においては、その徴収の猶予を取り消し、徴収金を一時に徴収することができます。

### (6) 更正及び決定(地法72の41の2)

道府県知事は、対象法人が申告書等を提出した場合において、その課税標準額等がその調査したところと異なるときはこれを更正し、申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって

課税標準額等を決定します。

#### (7) 地方税法第72条の19 (条例による外形標準

##### 課税の特例)の取扱い

対象法人については、地方税法第72条の19の適用対象外となるよう、本条が改正されました。

#### (8) 適用期日

付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税は平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます(附則4)。

#### (9) その他

現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種については、収入金額による外形標準課税が行われています。

今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税を組み入れていくことが検討されています。

## 四 その他の地方税

**Q** その他地方税について改正がありましたら、教えてください。

### **A** 1 中小企業、ベンチャー企業支援

#### (1) 中小企業支援税制

中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額から控除する額を、試験研究費の総額の12%(平成18年3月31日までの間に開始する事業年度については15%)とされました。(ただし、法人税額の20%が限度になります。)また、平成15年1月1日以後開始する事業年度で、かつ、平成15年4月1日以後終了する事業年度からの適用になります。(附則8)

#### (2) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例(エンジェル税制)

① 特定中小会社の要件とされている外部からの投資を受けた時点における同族株主等以外の株式の保有割合が発行済株式総数の6分の1以上(改正前3分の1以上)に引き下げられました。

② 特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の要件とされている譲渡期間が、当該上場等の日以

後3年以内(改正前1年以内)に延長されました(附則35の3)。

## 2 事業所税

### (1) 新增設に係る事業所税の廃止

新增設に係る事業所税が平成15年3月31日をもって廃止となりました。

### (2) 事業所税の課税標準の特例措置

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する認定組合等が実施する研究開発等事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、課税標準を4分の1控除(改正前3分の1控除)とした上、その適用期限が平成17年3月31日までの2年間延長されました(附則32の7)。

### (3) 事業所税の非課税措置

中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画(商店街整備等支援計画を除きます。)に基づき設置する施設に対する資産割に係る事業所税の非課税措置について、対象から連鎖化事業の用に供する施設を除外した上、その適用期限が法人は平成17年4月1日以後に終了する事業年度まで、個人は平成17年12月31日までの2年間延長されました(附則32の3)。